

第 6 4 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 6 月 1 5 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 1 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 54号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について |
| | 第 55号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について |
| | 第 56号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について |
| 日程第 2 | 第 57号議案 | 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第15号）の承認について |
| | 第 58号議案 | 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第16号）の承認について |
| 日程第 3 | 第 59号議案 | 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 60号議案 | 平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第1号） |
| | 第 61号議案 | 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 第 62号議案 | 千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の締結について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 54号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について |
| | 第 55号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について |

- 第 56号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について
- 日程第 2 第 57号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第15号）の承認について
- 第 58号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第16号）の承認について
- 日程第 3 第 59号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 第 60号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
- 第 61号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 第 62号議案 千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の締結について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（17名）

| | |
|------------------|-------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員 | 2 番 稲 田 常 実 議 員 |
| 3 番 藤 原 正 憲 議 員 | 4 番 林 克 治 議 員 |
| 5 番 飯 田 吉 則 議 員 | 6 番 大 畑 利 明 議 員 |
| 7 番 東 豊 俊 議 員 | 9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 |
| 10 番 西 本 諭 議 員 | 11 番 実 友 勉 議 員 |
| 12 番 高 山 政 信 議 員 | 13 番 岡 前 治 生 議 員 |
| 14 番 山 下 由 美 議 員 | 15 番 岸 本 義 明 議 員 |
| 16 番 小 林 健 志 議 員 | 17 番 伊 藤 一 郎 議 員 |
| 18 番 秋 田 裕 三 議 員 | |

欠 席 議 員（1名）

8 番 福 嶋 齊 議 員

職務のために議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------------------|---|-------------|
| 事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君 | 書 | 記 前 田 正 人 君 |
| 書 記 清 水 圭 子 君 | 書 | 記 岸 元 秀 高 君 |

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 福元晶三君 | 副市長 | 清水弘和君 |
| 教育長 | 西岡章寿君 | 参事 | 西山大作君 |
| 会計管理者 | 西川龍君 | 一宮市民局長 | 落岩一生君 |
| 波賀市民局長 | 大島照雄君 | 千種市民局長 | 阿曾茂夫君 |
| 企画総務部長 | 中村司君 | まちづくり推進部長 | 坂根雅彦君 |
| 市民生活部長 | 小田保志君 | 健康福祉部長 | 浅田雅昭君 |
| 産業部長 | 中岸芳和君 | 農業委員会事務局長 | 山石俊一君 |
| 建設部長 | 鎌田知昭君 | 教育委員会教育部長 | 藤原卓郎君 |
| 総合病院事務部長 | 花本孝君 | | |

(午前 9 時 3 0 分 開議)

議長 (秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告 1、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

報告 2、本日市長から議案 1 件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 5 4 号議案 ~ 第 5 6 号議案

議長 (秋田裕三君) 日程第 1、第54号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分 (専決第12号) の承認についてから、第56号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分 (専決第14号) の承認についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

本 3 議案は、去る 6 月 1 日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1 番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長 (鈴木浩之君) 平成27年 6 月 1 日に審査付託のありました第54号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分 (専決第12号) の承認について、第55号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分 (専決第13号) の承認について及び第56号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分 (専決第14号) の承認についての 3 議案は、6 月 4 日に第 4 回民生生活常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

まず、第54号議案の主な内容は、市民生活部の所管にかかわる 1 . 市民税、固定資産税、軽自動車税等の各種減免申請の提出期限について、現在、納付期限前 7 日としているものを納付期限まで延長するもの。 2 . 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合の控除申請を寄附団体が本人にかわって行うことができるようにするふるさと納税ワンストップ特例の導入。 3 . 平成29年 3 月31日までの間に新築されたサービスつき高齢者向け住宅で、高齢者の居住の安定確保に関する

る法律に基づく登録を受けた賃貸住宅について、固定資産税を新築後5年間、住宅にかかる固定資産税の3分の2を減額するわがまち特例の導入。4．平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成28年度分の税率を軽減するグリーン化特例の導入。5．二輪車にかかる税率の引き上げ時期を平成28年4月1日に1年間延期することに伴う条例改正です。

次に、第55号議案の主な内容は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に規定する家庭的保育事業について、家屋及び償却資産の課税標準価格を2分の1とするための条例改正です。

最後に、第56号議案の主な内容は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されたことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成27年度から国民健康保険税条例の一部を改正するもので、国民健康保険税の基礎課税等に係る課税限度額の引き上げ並びに軽減の対象となる所得基準の引き上げによる条例改正です。

今回、当委員会に付託された3議案は、いずれも地方税法施行令や国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴う条例改正であり、専決処分の承認に係る議案ですが、審査に当たって条例改正の根拠となる政令等の内容、交付時期等、特に第56号議案については、引き上げ幅や引き上げ時期について、保険者である市町村の裁量がどこまで認められるのかについて明示すべきとの意見がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、全会一致で可決、承認すべきものと決しましたので御報告いたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。本会議でお聞きしたことでありますけれども、答弁に納得がいけない部分がありますのでお聞きしますけれども、まず、第54号についてでありますけれども、施行期日が平成28年1月1日の条例改正も含まれておりまして、これについては周知期間が必要ということでありましたけれども、通常、専決処分になるのは4月1日付で施行しなければならないということで、やむを得ず議会を開く時間がなかったからというふうな理由で、専決処分に係るそういう理

由というのは幾つかに限られております。そういう部分でいいますと、この平成28年1月1日の条例施行期日分については、9月議案なりこの6月議会で専決処分ではなしに、条例改正として提案されるべき内容ではなかったのかなと思うんですけども、そのあたりさらに審議されておりましたら、お聞かせ願いたいと思います。

それと、第56号についてでありますけれども、これも本会議でお聞きしました。それで、国保税というのは大変わかりにくい内容であります。ただ、税率が上がったから、その世帯の収入がどういうふうになるかということは、平等割等の家族の人数によって相当上下がありますし、通常モデル世帯として夫婦、子ども1人とか2人とかというふうな設定を設けて、収入ベースが幾らの場合は国保税が幾らになますというふうなことを聞かなければなかなか今回の改正でも最高限度額は引き上がりますし、低所得者については軽減の世帯の幅が広がるというふうな内容で、賛成できる部分、賛成できない部分というふうなことは私ども考えるわけでありましてけれども、そういうことで考えますと、最高限度額についても以前私が質問しましたところでは、最高限度額を支払う世帯の収入についても、そう高額所得者ではない部分まで宍粟市の場合にかかってきておりますし、低所得者の関係でも具体的にどういうふうになっておるのか、そういう点を審査されておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） まず、1つ目の御質問の専決処分のあり方全般についてかと思えますけども、委員会のほうでも専決処分のあり方については議論がございました。3月31日に改正で、4月1日施行というようなものが多かったんですけども、それについても市民に対する周知期間であるとか、そういったことが不可能なものなのか、実際には他市町ではそういったことを改正される見込みということで、案として市民に対して意見を募集したりということもされてますので、そのあり方については今後やはり検討すべき内容であると思います。

特に、第56号議案の国民健康保険税の施行令は3月の初旬に都道府県知事に宛てて厚生労働省から出ている話なので、前回の3月議会の中でも、もし条例改正するものであればできたのではないかとということも話に上がりましたので、そういったところで今後専決処分のあり方、その周知の仕方については議論をしていくということまでしか審議はされておられません。

もう一つ、第56号議案の国民健康保険の点なんですけども、当然非常に複雑な保険税の額の決められ方というのがされています。ただ、国民健康保険の基本的に当

初の制度設計上の年齢構成であるとか、そういったところがやはり今崩れてきて、財政の構造的な問題が指摘されています。今回の課税限度額の引き上げについても、当然低所得者に関してはこれまで5割軽減だった方が7割に入ったりというような形で大分幅は広がって、あと課税限度額を引き上げたということで、高所得者の方の負担が増えるということはわかるんですけども、確かに質疑の中でおっしゃっており全体としての負担という意味では中間層の負担も当然増えてきてしまう状況にありますので、これは国保財政全体の構造なり、それが宍粟市にどう当てはまるのかというところをしっかりと審議して、保険税とかの軽減等のあり方は吟味していく必要があると思いますけれども、委員会の中ではそこまでの深い議論は今回専決処分ということもありましたので、していない状況です。

以上です。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第54号議案、第56号議案について、通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第54号議案と第56号議案に対して反対の討論を行いたいと思います。

日本共産党議員団を代表して第54号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分の承認について、反対討論を行います。

この議案には、平成28年1月から利用開始される共通番号マイナンバー制度導入による改正が含まれています。この間、日本年金機構から約125万件の年金情報が流出、また東京商工会議所の会員情報の流出など、大量の情報流出が相次いでいます。いずれも個人情報の入ったパソコンがウイルスに感染したことが原因と見られ、これを完全に防ぐことはプロをもってしても至難のわざとされています。

情報量が多い大規模データほど盗む価値が高く、狙われやすく、年金の個人情報など国民の膨大な個人情報を集積するマイナンバー制度の危険性が明白になってきています。流出した個人情報は決して元には戻りません。市民にとって大きな被害をもたらすマイナンバー制度は中止するべきであります。

また、平成28年1月から施行される条例改正も含まれており、これらは専決処分にする必要はなかったのではないかと考えます。

以上の理由から反対いたします。

続いて、第56号議案ですが、日本共産党議員団を代表して第56号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について、反対討論を行います。

軽減の対象となる所得基準の改正や減免申請の提出期限の延長については賛成をいたしますが、課税限度額の改正については引き上げになっており、国民健康保険税全体の引き上げに繋がるので反対いたします。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 第54号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について、賛成の立場で討論を行います。

改正に当たる部分、減免されるもので、マイナンバー制度導入にかかわることであり、処分が妥当だと判断し、賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、第56号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について、賛成の立場で討論を行います。

改正に当たる部分が低所得者軽減を考慮しての見直しでもあり、処分が妥当だと判断し、賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（秋田裕三君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第54号議案を採決いたします。

第54号議案を起立により採決をいたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

第54号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第54号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第55号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りをいたします。

第55号議案について、委員長報告のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 異議なしと認めます。

第55号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第56号議案の採決を行います。

第56号議案を起立により採決をいたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

第56号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第56号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2 第57号議案～第58号議案

議長(秋田裕三君) 日程第2、第57号議案、平成26年度穴粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第15号)の承認についてから、第58号議案、平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第16号)の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月1日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) 平成27年6月1日に付託のありました、第57号議案、平成26年度穴粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第15号)の承認についてと、第58号議案、平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第16号)の承認についての2議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を三つの分科会で分

担して行うことと決しました。

6月3日に、総務文教分科会、4日に民生生活分科会、5日に産業建設分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査をいたしました。

その後、11日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

総務文教分科会の審査した第57号議案の関係部分は、教育費で小学校閉校に伴う引越事業、給食センターの自動食器整理装置更新事業において年度内実施が困難となったため、繰越明許費の追加を行い、また、千種図書館等建設事業において、平成26年度支払額が確定したことにより、繰越明許費を変更するものでございます。

民生生活分科会が審査した第57号議案の関係部分は、総務費で太陽光発電システム設置経費の一部を補助する穴粟市再生可能エネルギー利用促進事業補助金の申し込みに際して提出を義務づけている電力会社との受給契約書等の書類が電力会社より期限内に届かなかった事案が3件あり、それにより繰越明許費の追加を行うものであります。

また、分科会委員からは審査の過程で今回の議案に限らず、事業の全体像を示した上で補正等の部分の説明を受け、それに基づき審査すべきであるとの意見も出たことの報告がありました。

産業建設分科会が審査した第57号議案の関係部分では、衛生費で河東クリーンセンターの荒目スクリーンが急遽故障し、さらに連携する機器も経年劣化が著しく、改良更新が必要となったが、受注生産であるため、製作期間を要するため、繰越明許となった。

次に、農業水産業費で有害鳥獣捕獲により発生した個体の処理として関係機関との処理方法等の調整に期間を要しているため、繰越明許費の追加を行うものです。これに関して、分科会委員からは、骨粉碎機による処理方法について慎重に検討していただきたいとの意見が出たことの報告がありました。

次に、土木費で用地買収や移転補償について、抵当権の抹消や移転先の選定等に不測の日数を要したため、繰越明許費の変更をするものでございます。

次に、産業建設分科会が審査した第58号議案の専決処分の承認については、下水道費で上寺地内において計画されている有害獣対策施設建設工事が実施が遅れたことで、その施設排水のための下水道管敷設工事が見込みより遅延したため、繰越明許費を追加するものでございます。

全体会では、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行い、採決いたしました。結果、第57号議案、第58号議案の補正予算の専決処分の承認2議案については、どちらも全会一致で承認すべきものと決しましたので報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第57号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第57号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第57号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第58号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3 第59号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第59号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る6月1日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告をいたします。

平成27年6月1日に審査付託のありました、第59号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、6月3日に、第4回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第59号議案については、国において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する保育士または看護師に加えて准看護師についても、1人に限って保育士とみなすことができることになり、この改正内容を受けて宍粟市の家庭的保育事業等の設置基準についても同様の改正を行うものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第60号議案～第61号議案

議長(秋田裕三君) 日程第4、第60号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)についてから、第61号議案、平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月1日の本会議で予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) 平成27年6月1日に付託のありました、第60号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)と、第61号議案、平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の補正予算2議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を三つの分科会で分担して行うことと決定しました。

6月3日に、総務文教分科会、4日に民生生活分科会、5日に産業建設分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査をいたしました。

その後、11日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

総務文教分科会が審査した第60号議案の関係部分は、総務費でスクイム市新庁舎

完成式典への訪問旅費の計上や総合計画審議会委員報酬の増額、教育費では首長部局との協働による新たなモデルを構築するための関係経費の追加を行っております。

民生生活分科会が審査した第60号議案の関係部分は、歳入で民生費国庫負担金である国民健康保険保険基盤安定負担金の増、同様の県負担部分の増を見込み、一般財源を加え、国民健康保険事業特別会計に繰り出すものです。

次に、シルバーパワーアップ事業のいきいき百歳体操の参加者、開催回数が増による協力者への謝金、文具消耗器材購入費を追加するものです。その財源としてブナ基金から繰入金の追加を行います。

次に、民生生活分科会が審査した第61号議案については、歳入では、国民健康保険税の減、交付税算定に関する省令改正による国庫支出金の減、一般会計から繰入金金の増、前年度からの繰越金等の増などにより、減額を行うものです。歳出では、一般療養給付費の減、国庫負担金の返還金の増などにより減額を行うものです。

分科会委員からは、審査の経過で補正理由、国県の制度変更の内容、財源と充当の全体像が示された上で審査すべきであるとの意見が出たとの報告がありました。

産業建設分科会が審査した第60号議案の関係部分は、総務費で地方創生事業として産業間の連携による新商品やサービスの開発、販路開拓等を促進する事業等を実施するため、新たに産業連携促進事業補助金を創設し、その支給を行う補助金の追加、農業振興費では営農組合設立に伴う二つの営農組合への農業機械購入補助金の追加を行っております。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。自由討議では、事業・施策を補正予算で実施する予算措置のあり方、市当局から提案に関連した事業説明のあり方についての意見が出されました。

採決しました結果、第60号議案、第61号議案の補正予算2議案については、全て全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第60号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第5 第62号議案

議長(秋田裕三君) 日程第5、第62号議案、千種中学校校舎等耐震補強・改修第
期工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第62号議案、千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負
契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

千種中学校の校舎は、昭和53年に建設されており、建設後、既に36年が経過して
老朽化が進んでおり、耐震診断を実施しましたところ、現行の建築基準法に適合し
ておらず、耐震上の補強が必要であります。

また、体育館についても昭和54年の建設から35年が経過し、耐震上は問題ないものの、同様に老朽化が著しい状況となっております。

このような状況から、生徒の安全確保と教育環境を改善するとともに、地域の防災拠点としても有効活用するため、当該校舎の耐震補強及び改修工事と体育館の改修工事を昨年度より実施しております。

本年度につきましては、校舎南棟の耐震補強及び改修工事、体育館及び技術科棟の改修工事を行おうとするものであります。

この工事の実施に当たり、去る平成27年6月5日に入札を執行した結果、宍粟市山崎町宇原345番地、上林建設株式会社代表取締役、上林博幸と契約金額3億7,951万2,000円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。開札結果も含めてお尋ねしたいと思うんですけども、今は開札結果については市のホームページで随時入札を行ったものは公表してあります。そういう中で、最近では落札率が99.9%というふうな入札は少なかったように思うんですけども、今回のその99.9%、予定価格に対しての落札について、どのような感想を持っておられるのか。

以前は、国においては99.9%の落札が大変多いというふうな中で談合が行われているんじゃないかとか、予定価格が漏れているんじゃないかとか、いろいろな問題が指摘されて、その後入札についてはいろいろな改革が行われてきました。

それで、今回の電子入札なんかもその一環であったように思います。そういうことも踏まえて、今回の99.9%の落札というのはどのような感想を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、2点目でありますけれども、入札の執行方法は電子入札とあるんですけども、電子入札というのはわかるんですけども、具体的に一般競争入札のように条件付きの入札条件というのがつけられたのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、3点目は最近、資材の高騰というふうな中で、公共工事については不落が大変多くなっております。宍粟市もその例外ではないと思うんですけども、今

回は1回目の入札で落札というふうなことでありますけれども、契約の増額変更というふうなことは絶対はないと言えるのかどうか。その3点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 入札担当部局としてお答えをいたします。

まず1点目の落札率についてなんですけれども、この部分につきましては、適正な入札執行の結果、今回がこの率になったと考えております。

2点目の入札方法の部分でございますけれども、入札方法によって条件が異なるということはございません。電子入札、郵便入札、会場入札、ともに同じようなことでございます。

今回につきましては、市内の建築のAランクの特定建設業の許可保有業者という部分の条件で公募はいたしておりました。

3点目の契約変更につきましてはですけれども、この部分につきまして、絶対と言われるとちょっとあれなんですけれども、予期しない大きな変更がない限り、担当部局としては契約変更はないものと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。この間ずっと思っておったんですけれども、市内業者を優先してこういう公共工事を請け負っていただくということについては、異論はないわけでありまして、2点目に先ほど部長が答えていただいたように、市内の建築Aランクということになると、当然市内業者でいうと、こういう4社が応札されておりますけれども、事実上の指名競争入札に近くなると思うんですよ。そういう部分で適正な競争原理というのが働くのかなというふうなことを、かといって市外の業者を入れると、宍粟市のAランクといえども、なかなか競争には打ち勝てないのかなというふうな思いもありますし、大変複雑な思いはするわけでありまして、あくまでも公金を使いますので、競争原理が適切に働いているのかどうかというふうなところは、適切にチェックしていかなければならないと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 市内業者の育成、そして適切な競争原理の部分はおっしゃるとおりかと思えます。今回の市内の業者限定の部分につきましては、対象業者は8社ございました。そのうちに応札に参加されたのが4社であったというこ

となんで、8社あれば競争の原理は働くのかなと考えております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第62号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月19日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時19分 散会）